

届出が必要な加算等及び添付書類(居宅介護支援)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、ご確認ください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）及び介護給付費算定に係る体制状況一覧表（別紙1-1）の他に次の添付書類を提出してください。

届出が必要な加算等	添付書類	既存事業所における届出状況別の取扱い
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制		新設
特別地域加算		
中山間地域等における小規模事業所		
特定事業所集中減算	別に通知します。	
特定事業所加算	Ⅰ～Ⅲ：特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルマネジメント加算に係る届出書（別紙36） Ⅰ～Ⅲ：特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルマネジメント加算に係る届出書（別紙36-2） 共通：・従業者の勤務体制が及び分かる書類、実習棟の受入に同意していることが分かる書類	
特定事業所医療介護連携加算	・特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルマネジメント加算に係る届出書（別紙36）	
ターミナルケアマネジメント加算	・特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルマネジメント加算に係る届出書（別紙36）	

空欄の箇所については、令和6年3月の情報を引き継ぎます。